

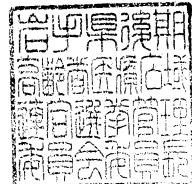
岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

平成28年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数並びに同項及び同条第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成28年10月12日

岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 小野寺 正孝



記

50分の1の数

21,777人

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて

得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

236,105人